

新型コロナウイルス感染症 出席停止早見表

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

発症日は、症状が始まった日（無症状の場合は検査の日）とします。

- 最短でも **発症日を含めて6日間は自宅療養** です。
- 発症日から5日目以降に解熱した場合、出席停止期間は順次延びていきます。
- 「症状軽快日」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、咳やのどの痛み等の呼吸症状が改善傾向にあることをさします。

	発症後、最低5日間は登校不可						発症後 6日目	発症後 7日目
	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
発症後1日目に症状軽快		 症状軽快	症状軽快	症状軽快	症状軽快	症状軽快	登校可	
発症後2日目に症状軽快			 症状軽快	症状軽快	症状軽快	症状軽快	登校可	
発症後3日目に症状軽快				 症状軽快	症状軽快	症状軽快	登校可	
発症後4日目に症状軽快					 症状軽快	症状軽快	登校可	
発症後5日目に症状軽快						 症状軽快	症状軽快	登校可